

ふれあいバスの実証運行の実施に関する協定書（案）

印西市地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）と、ちばレインボーバス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、ふれあいバスの実証運行（以下「実証運行」という。）の実施について協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する実証運行に関し、甲と乙が相互に協力し適正かつ円滑に運行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性の尊重）

第2条 実証運行に関しては、公共交通機関として求められる責務を十分に理解するとともに、交通不便地域の解消を図り地域福祉の一層の増進にあることを確認する。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（運行期間）

第4条 実証運行の期間は、平成23年9月1日から平成24年3月31日までとする。

2 乙は、自然災害等の不可抗力その他やむを得ない事由により、実証運行ができない場合は、速やかに甲と協議し対応するものとする。

（実証運行業務）

第5条 実証運行業務は、次のとおりとする。

（1）運行形態は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による運行委託

（2）新たに市役所～布佐～千葉ニュータウン中央駅ルート及び印旛支所～竜腹寺～印西牧の原駅ルートを運行し、各ルートの運行内容は次のとおりとする。

①市役所～布佐～千葉ニュータウン中央駅ルート

ア 運行時間は7時台から19時台とする。

イ 運行便数は1日当たり10便とする。

ウ 運行は第4条第1項の運行期間において、毎日運行するものとする。

②印旛支所～竜腹寺～印西牧の原駅ルート

ア 運行時間は7時台から19時台とする。

イ 運行便数は1日当たり14便とする。

ウ 運行は第4条第1項の運行期間において、毎日運行するものとする。

（3）既設のふれあいバスの運行は、第4条第1項の運行期間において毎日運行するものとし、

運行時間及び運行便数は現行の運行と同様とする。

（4）その他実証運行業務の実施にあたり必要なことは、別紙「ふれあいバスの実証運行業務の仕様書」のとおりとする。

（事業報告）

第6条 乙は、甲に対して実証運行業務に関し、輸送人員、運賃収入等の実証運行状況を毎月報告するものとする。

2 甲は、乙に対して必要に応じて実証運行の運行状況の報告を求めることができるものとする。

（委託料）

第7条 甲は実証運行業務の対価として、乙に委託料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う委託料は、運行経費の総額から運賃収入を控除した額とし、運行期間中21,806,959円を限度として予算の範囲内において支払うものとする。

3 乙は、甲の定める手続に従って委託料の支払いを甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

（運賃の收受）

第8条 実証運行に係る運賃は、乙の収入として收受することとする。

（緊急時の対応）

第9条 運行期間中、実証運行業務の実施に関連して、事故等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

（第三者への賠償）

第10条 甲及び乙は実証運行の実施において、それぞれの責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対して賠償した場合、乙に対し賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第11条 乙は、実証運行に必要な車両の自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、その他必要と思料される保険に加入するものとする。

（不可抗力発生時の対応）

第12条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加経費を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第13条 不可抗力の発生に起因して、乙に損害、損失及び増加経費が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合、損害状況の確認を行った上で甲乙協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部業務実施の免除)

第14条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により実証運行業務の一部が実施できなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により実証運行業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該実証運行を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(実証運行業務の取り消し)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実証運行業務を取り消すことができる。

- (1) 実証運行業務に際し法令違反その他不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又これらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から協定締結の解除の申し出があったとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて実証運行業務の取り消しを行おうとする際には、事前に次の各号に定める事項を乙に通知するとともに、期日を定めて弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 実証運行業務委託の取り消しの理由
- (2) 実証運行業務委託の取り消しの時期
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により実証運行業務委託を取り消した場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定の変更)

第16条 実証運行業務に関し、協定内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(委任)

第17条 本協定に定めない事項及び協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 千葉県印西市大森2364番地2
印西市地域公共交通活性化協議会
会 長 中澤 浩二

乙 千葉県印西市船尾1377番地
ちばレインボーバス株式会社
取締役社長 芹澤 弘之